提出期限:令和7年6月30日(必着)

様式第12号

返還猶予申請書

年 月 日

(提出先)

埼玉県社会福祉協議会 会長 様

埼玉県保育士修学資金貸付事業により貸付を受けた修学資金の返還について、返還 猶予を受けたいので次のとおり申請します。

個子で支げたいので次のと85年前しよう。			
修学生情報	修学生番号		
	氏名		
	住所	〒 −	
	携帯電話番号		
現在の 勤務先情報 ※実際に業務に従 事している施設 の情報を記入	施設名		
	施設等種別 (該当に〇)	認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・幼稚園 <u>その他</u> () <u>対象コードを記入: — ()</u> ※その他の場合、本会ホームページの保育士修学資金貸付 指定施設一覧を参照し、対象コードを記入してください。 ※該当するコードがない場合は対象施設ではありません。	
	住所	〒 -	
	電話番号		
返還猶予 申請額 (借用金額)	円 (お間違いの無いようご注意ください)		
返還猶予 申請期間	令和7年4月1日から令和 年 月 日まで		
返還猶予 申請理由 ※該当に☑して ください	□①県内で保育等の業務に従事 <u>※週30時間以上業務に従事していること</u> □②その他(下記に理由を具体的に記入) (理由: ただし、定められた期間内(疾病、負傷等の場合は治癒後)に 保育士業務に従事する意思があります。 ※申請理由の根拠資料を添付すること		
理由発生 年月日	令和7年4月1日		
【提出書類】 ※提出前に図して ください	□返還猶予申請書(様式第 12 号) □業務従事届(様式第 10 号) ※申請理由が①の修学生のみ提出 □異動届(様式第7号)・住民票 ※転居している場合は提出		

- ※返還猶予期間中に契約が解除された場合は、返還を求めます。また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由等により対象業務に従事できない場合は、改めて返還猶予申請を行う必要があります。
- ※返還免除となるまでの間、毎年業務従事届の提出が必要です。提出されない場合、決定されている返還猶予期間は無効となり、返還を求めます。

提出期限:令和7年6月30日(必着)

記入例

様式第12号

返還猶予申請書

令和7年 4月 1日

(提出先)

埼玉県社会福祉協議会 会長 様

埼玉県保育士修学資金等貸付事業により貸付を受けた修学資金の返還について、返 環猶予を受けたいので次のとおり申請します。

還猶予を受けたいので次のとおり申請します。			
修学生情報	修学生番号	H20210000	
	氏名	福祉 太郎	
	住所	〒 000 - 0000 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷〇—〇—〇	
	携帯電話番号	000-0000-0000	
現在の 勤務先情報 ※実際に業務に従 事している施設 の情報を記入	施設名	社会福祉法人〇〇会〇〇〇保 【勤務先施設の種別が不明な場合】 施設が所在している市町村担当課へ	
	施設等種別 (該当に〇)	認可保育所・認定こど お問い合わせください。 <u>その他</u> <u>対象コードを記入:</u> ※その他の場合、本会ホームページの保育士修学資金貸付 指定施設一覧を参照し、対象コードを記入してください。 ※該当するコードがない場合は対象施設ではありません。	
	住所	〒 000 - 0000 埼玉県〇〇市〇〇〇0-0-0	
一里線で採消し止しく記入し、 訂正印を押印してください。		The image of	
返還猶予 申請期間	令和7年4月1日から <mark>令和10年3月31日</mark> まで		
返還猶予 申請理由 ※該当に☑して 〈ださい	✓ ①県内で保育等の業務に従事 ※週30時間以上業務に従事していること ② その他(下記に理由を具体的に記入)		
理由発生 年月日	令和7年4月1日		
【提出書類】 ※提出前に回して ください	✓ 返還猶予申請書(様式第 12 号) ✓ 業務従事届(様式第 10 号) ※申請理由が①の修学生のみ提出 □ 異動届(様式第7号)・住民票 ※転居している場合は提出		

- ※返還猶予期間中に契約が解除された場合は、返還を求めます。また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由等により対象業務に従事できない場合は、改めて返還猶予申請を行う必要があります。
- ※返還免除となるまでの間、毎年業務従事届の提出が必要です。提出されない場合、決定されている返還猶予期間は無効となり、返還を求めます。